

第7期 桂川町分別収集計画

(平成26年4月~30年3月)

平成25年6月

福岡県桂川町

第 7 期 桂 川 町 分 別 収 集 計 画

平成 25 年 6 月 17 日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型廃棄物処理システムの形成が必要である。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場で、その役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、全国的に家庭から排出される一般廃棄物の量は容器包装廃棄物を含め、依然として高い水準で推移しており、市町村における一般廃棄物処理コストの増加や最終処分場の埋立容量のひっ迫、さらには地球温暖化等の環境問題を引き起こしている。桂川町においても廃棄物処理施設の確保については非常に困難なものとなっており、飯塚市及び本町で運営している飯塚市・桂川町衛生施設組合においても、最終処分場の確保に至っていない状況である。そのため、日々発生する焼却灰は、自区域外に頼らざるを得ない厳しい状況にある。

自区域外への処分については、住民感情等を含めた環境への影響を考慮し、また、循環型廃棄物処理システムの確立という観点から、焼却飛灰は、福岡県大牟田市、茨城県鹿嶋市(民間)の熔融施設、焼却不燃は、福岡県苅田町(民間)にて、処理を行っている。

本計画は、家庭から排出される一般廃棄物の中で、容積比で約6割、重量比では約2～3割を占める容器包装廃棄物の減量や再生資源としての利用を促進するために制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、三位一体となって取り組むべき方針を示したものである。

とりわけ、今次の計画は、平成21年10月から本町が取り組んでいる資源ごみ回収事業による容器包装廃棄物の分別収集による効果の検証及びさらなる推進を図る方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たって、基本的方向を次のとおり定める。

- ・ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ・容器包装廃棄物の、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を基本とした地域づくり
- ・住民、民間団体、事業者、学校、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5年間とし、社会情勢や経済動向の変異に留意して、3年後に見直しを行うものとする。

4 対象品目

容器包装廃棄物のうち、分別収集の対象として法に定められている以下の9品目を本計画の対象とする。

特定分別基準適合物

- ①無色のガラス製容器
- ②茶色のガラス製容器
- ③その他のガラス製容器
- ④ペットボトル
- ⑤その他プラスチック製容器包装

法第2条第6項に定める物

- ⑥スチール缶
- ⑦アルミ缶
- ⑧段ボール
- ⑨紙パック

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
容器包装廃棄物	1, 119t	1, 114t	1, 108t	1, 103t	1, 097t

<参考:第6期(前計画)>

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
容器包装廃棄物	1, 066t	1, 060t	1, 053t	1, 047t	1, 041t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当っては、住民、事業者、再生処理業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。また、分別収集の継続にあたり、桂川町地区衛生組合連合会やリサイクル活動団体等によりごみの減量化及びリサイクル活動を推進する。

○教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みや、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めていただく。さらに、ごみの排出抑制(リデュース)、分別排出再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育・啓発活動に積極的に取り組む。

○過剰包装の抑制

簡易包装協力店指定制度や優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装簡素化を促進する。

○販売包装の有料化、買い物袋(マイバッグ)の持参の周知、啓発

レジ袋等小売包装の有料化、買い物袋(マイバッグ)持参の周知啓発、推進を行い、スーパーマーケット等の小売包装の抑制を行う。

○リサイクル活動団体への活動奨励金の交付によるごみ減量化の推進

町に対しリサイクル活動登録申請を行った団体が主体となって行うリサイクル活動に対する奨励金交付により、容器包装廃棄物の排出の抑制を図るとともに、資源の保護、再生利用の推進に資する。

○資源ごみ回収事業の充実、発展

徐々に定着しつつある「リサイクル用収納ボックス」であるが、住民への周知・意識向上を図り、さらなる回収量の増加を目指す。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装

廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

施設の処理能力、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び住民の協力体制、本町及び飯塚市・桂川町衛生施設組合が有する再生施設、収集運搬体制等を総合的に勘案し、収集に係る分別の区分を下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	白色トレイ

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める
物の量の見込み (法第8条第2項第4号)**

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
主としてスチール製の容器	69t	69t	68t	68t	68t
主としてアルミ製の容器	13t	13t	12t	12t	12t
無色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	42t	42t	41t	41t	41t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	42t t	42t t	41t t	41t t	41t t
茶色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	47t	47t	47t	47t	46t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	47t t	47t t	47t t	47t t	46t t
その他のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	34t	34t	34t	33t	33t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	34t t	34t t	34t t	33t t	33t t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1t	1t	1t	1t	1t
主として段ボール製の容器	57t	57t	57t	57t	56t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	8t	8t	8t	8t	8t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	8t t	8t t	8t t	8t t	8t t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	1t	1t	1t	1t	1t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	1t t	1t t	1t t	1t t	1t t
(うち白色トレイ)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	1t	1t	1t	1t	1t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	1t t	1t t	1t t	1t t	1t t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度（22年度～25年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率にて算定した。

人口の変動率は本町の情勢を考慮し0.5%の減少と推測した結果、次のとおり設定した。

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
14,029人 (対前年度比) 99.50%	13,959人 (対前年度比) 99.50%	13,889人 (対前年度比) 99.50%	13,820人 (対前年度比) 99.50%	13,751人 (対前年度比) 99.50%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、スチール缶、アルミ缶、ガラスびんの現行体制を継続して行う。また、平成21年10月から開始した資源ごみの回収により、容器包装廃棄物の一部を飯塚市リサイクルプラザに別途搬入を行っているものである。

なお、現在、各行政区や子ども会等によって進められている容器包装廃棄物回収を含めたリサイクル活動については、奨励金交付制度の下、引き続き当該団体が容器包装廃棄物分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール缶	缶	委託業者による 定期収集(1回/月)	飯塚市・桂川町衛生施設組合にて保管
アルミ缶			
ガラスびん	ガラスびん	集団回収	民間の業者へ搬入
段ボール	段ボール	委託業者による 定期収集(1回/月)	飯塚市リサイクルプラザにて保管
紙パック	飲料用紙パック	委託業者による 定期収集(1回/月)	飯塚市リサイクルプラザにて選別処理・保管
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期収集(1回/月)	飯塚市リサイクルプラザにて選別処理・保管
白色トレイ	白色トレイ	委託業者による 定期収集(1回/月)	飯塚市リサイクルプラザにて選別処理・保管

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在、本町では飯塚市・桂川町衛生施設組合で廃棄物中間処理業者の(有)山東商事に業務委託をして選別処理保管をしている。

なお、段ボール、紙パック、ペットボトル、白色トレイについては、平成21年10月から地域に設置した収納庫を一時保管場所として分別回収を開始している。

併せて、中間処理の施設についても、桂川町、飯塚市及び飯塚市・桂川町衛生施設組合との協議に努めていく。

分別収集の用に供する施設整備計画を次表に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理等
スチール缶	缶	指定袋	パッカー車	廃棄物中間処理業者の(有)山東商事に業務委託し選別処理保管
アルミ缶				
ガラスびん	ガラスびん			
段ボール	段ボール	十字に縛った後、リサイクル用収納ボックスへ	トラック	飯塚市リサイクルプラザにて保管(飯塚市)
紙パック	飲料用紙製パック	洗浄・乾燥して、切り開いた後、リサイクル用収納ボックスへ		
ペットボトル	ペットボトル	洗浄・乾燥して、ふたとラベルを外し、リサイクル用収納ボックスへ	トラック	飯塚市リサイクルプラザにて保管(飯塚市)
白色トレイ	白色トレイ	洗浄・乾燥して、リサイクル用収納ボックスへ		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

自治会等住民団体による集団回収を促進するために、奨励金の交付、集積場所の貸与などの支援を行う。また、事業者が行う容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するために、協力して啓発を行う。

併せて、住民や事業者の意見・要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑か

つ効率的に進めるように啓発を行う。

また容器包装廃棄物の減量に効果が期待できる資源ごみの分別回収については、当該取り組みへの住民意識のさらなる向上に努める。